

12月4日～10日は人権週間です 身近な人権問題について考えてみませんか？

問 協働推進課 協働人権係 ☎95-0144



私たちが暮らす社会には、さまざまな立場の人が暮らしています。自分とは違う立場の人に対し、気付かないうちに偏見をもったり、差別的な発言や行動をとったりしていませんか？

世界人権デーの12月10日を最終日とした、12月4日～10日の一週間を法務省と全国人権擁護委員連合会は「人権週間」と定め、広く国民に人権意識の普及高揚を図っています。

○市内での啓発活動

時 12月7日(土) 午前10時45分～11時30分(啓発物品の配布状況により早く終了する場合があります)

所 ギャラリーエアピタ知立店

内 市内3校の高校生ボランティアへの一日人権擁護委員の委嘱状交付、市民への啓発物品の配布および「知立市人権尊重のまち」宣言をPRします。

○人権擁護委員による特設人権相談

時 12月10日(火) 午前10時～正午 所 福祉の里ハツ田

※その他、小学校の訪問や懸垂幕の利用などにより、人権週間の周知を図ります。

知立市は令和4年度に「知立市人権尊重のまち」宣言をしました。

人権擁護委員をご存じですか？

「人権擁護委員」は、市町村長からの推薦を受けて法務大臣から委嘱された民間の皆さんです。人権について関心をもってもらえるような啓発活動を行ったり、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしています。

ひとりで悩まず、人権擁護委員にご相談ください。

【全国共通相談ダイヤル】 平日午前8時30分～午後5時15分

▼みんなの人権110番 ☎0570-003-110

▼こどもの人権110番 ☎0120-007-110

▼女性の人権ホットライン ☎0570-070-810



法務局LINE じんけん相談
LINE 公式アカウント ▶
@linejinkensoudan



男女共同参画川柳入賞作品決定

男女共同参画川柳を募集したところ、150点の作品の応募があり、審査の結果、次の作品が入賞しました。なお、入賞作品は、令和7年1月16日(木)～2月2日(日)まで、中央公民館1階ホールで展示します。

また、作品とともに、「男女共同参画パネル」の展示もします。この機会に、男女共同参画について考えてみましょう。

問 協働推進課 協働人権係 ☎95-0144

(最優秀賞)

「手伝う」の 意識改革 「きょうどう」に (高校1年)

(優秀賞)

男女の差 互いに手繋ぎ 男女の輪 (34歳)
何基準? 考えてみよう その価値観 (21歳)
男らしさ 女らしさより 自分らしさ (64歳)

(入選)

心から 男女の壁を 取り払う (61歳)
家事、育児 すべてをこなす 息子達 (69歳)
メディアより 我が子に学ぶ 多様性 (47歳)
子育てを 共に努めて 親育て (54歳)
支え合い 笑顔をいっぱい 育てよう (23歳)
役割は 時代とともに 変わりゆく (51歳)

